

令和5年度第8回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日（金）午後1時30分から午後2時33分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見
	14番	朝倉	雪

4. 欠席委員（1人）

10番 長谷川太佑

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 現況証明願について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第 6 その他

(1) 12月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

まず、丸谷会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は21名でございます。なお、10番長谷川委員、推進委員の南坂委員、山口委員から欠席の届出がございました。深川委員につきましては遅刻の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事 務 局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、4番糠山委員、5番館委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、貸付人は宮前にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。借受人は同じく宮前にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1名、申請農地は宮前地係の畑222㎡、宮前地係の畑463㎡、宮前地係の畑76㎡、公文地係の畑344㎡でございます。使用貸借権の再設定でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

2番につきましては、譲渡人は勝山市の〇〇〇〇さんでございます。譲受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1名、申請農地は城地係の畑2,069㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきましては、使用貸借権の更新申請のため、地区担当委員の説明はありません。

続いて、番号2番について、14番朝倉委員、お願いをいたします。

14番： この譲受人の〇〇〇〇さんは梨を作っていて、新しく譲り受ける畑も梨を栽培する予定です。なので、問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名でございます。申請の土地につきましては二面地係ほか3筆で、面積は合計で725.91㎡、登記地目は全て田、現況は非農地でございます。場所は〇〇〇〇の南東側約200mの位置になります。事由につきましては、申請地は昭和40年頃まで田んぼとして利用されていましたが、県道整備により分断されたため、田んぼとして利用されることがなくなり、現在に至るまでごみ集積場と砂利敷きされた雑種地として利用されているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきまして、1番川端委員、お願いいたします。

1番： ただいま事務局より説明があったとおり、私も現地確認してきたんですけれども、事務局の説明どおり、何ら問題ないと確認いたしました。
以上です。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、本日調査を行っておりますので、調査委員を代表して5番館委員に調査結果の報告をお願いいたします。

5番： 本日1時にここの2階の農林水産課の事務所で、糠山委員、北田委員、それと私と事務局1名で、事務局が準備しました地形図及び写真を基に検討いたしました。
これは事務局の説明がありましたように、昭和40年頃までは田んぼとして使われていたということですが、現状は雑種地として使われているということで、地目変更は問題なしというふうに考えます。
以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありますか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。8ページにお進みください。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

9ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年11月30日木曜日でございます。借手は12人、貸手は33人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が46筆、9万1,721㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が6筆、1万5,973㎡、5年、6年の田が5筆、9,987㎡、畑が20筆、3万8,859㎡、10年の田が7筆、8,406㎡、畑が8筆、1万8,496㎡でございます。

10ページにお進みください。集落別内訳につきましては、二面の田が4筆、井江菫の畑が3筆、国影の畑が1筆、東善寺の田が1筆、北潟の畑が3筆、波松の畑が12筆、城の畑が1筆、城新田の畑が1筆、北金津の畑が5筆、後山の田が7筆、柿原の畑が8筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

11ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番と2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。二面の田4筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,000円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和11年11月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

3番につきましては、借受人は東善寺にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万1,874円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和10年11月30日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

4番につきましては、借受人は後山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,963円でございます。期間につ

きましては令和5年12月1日から令和15年11月30日まででございます。再設定でございます、用水費は借主負担でございます。

12ページにお進みください。5番と6番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。国影の畑1筆、井江葎地係の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

7番と8番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。井江葎の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

13ページにお進みください。9番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

14ページまでまたがっております10番から14番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑2筆、波松の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和8年11月30日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

15ページまでまたがっております15番から18番までにつきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和10年11月30日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

16ページまでまたがっております19番から21番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和10年11月30日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

22番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城新田の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年12月1日から令和10年12月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

17ページまでまたがっております23番から26番につきましては、借受人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

19ページまでまたがっております27番から33番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。柿原の畑8筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

14 番： すみません。5番と6番の〇〇〇〇さんは果樹って書いてありますが、果樹の何を作られる予定なんですか。

事務局： 主にスイカを作るというふうに聞いています。

澤田推進委員： 聞いているのは果樹やろ。

14 番： 果樹ってここに書いてあるんで。

事務局： すみません。こちらに最初に計画書を出していただいた書類に主なものとして書いてあるのはスイカだったものでして、スイカと梅も作って……。

澤田推進委員： スイカと梅と。そこに果樹と書いてあるのは梅。

議 長： ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長： 次に、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。20ページにお進みください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に係る法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めます。

21ページにお進みください。公告予定日につきましては令和 5 年 11 月 30 日木曜日でございます。貸手は 57 人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が 208 筆、34 万 7,073㎡でございます。集落別内訳につきましては、舟津の田が 3 筆、番田の田が 2 筆、根上りの田が 10 筆、北潟の田が 14 筆、赤尾の田が 21 筆、古屋石塚の田が 3 筆、東山の田が 41 筆、沢の田が 114 筆でございます。

22ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1 番につきましては、舟津の田 3 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 1 万 1,000 円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

2 番につきましては、番田の田 2 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 1 万 3,000 円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

23ページまでまたがっております 3 番から 5 番につきましては、根上りの田 10 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 1 万 6,500 円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

26ページまでまたがっております 6 番から 18 番までにつきましては、北潟の田 14 筆、赤尾の田 21 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 8,000 円または 1 万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

19 番につきましては、古屋石塚の田 3 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 1 万 5,100 円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

30ページまでまたがっております 20 番から 35 番につきましては、東山の田 41 筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は 10 a 当たり 2,500 円から 7,000 円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

38ページまでまたがっております36番から65番までにつきましては、沢の田114筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10 a 当たり2,000円または7,000円でございます。耕作予定者は石川県加賀市にあります〇〇〇〇と〇〇〇〇さんでございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 賃借料がすごく幅があるんですね。10 a 当たり一番安いので2,000円から1万6,000円というのもあるんですけども、農地利用集積計画という中では、こういう賃借料というのは、どうせ田んぼを作るか野菜を作るかということで、その農業生産の生産高にはそんなに大きな開きがあるとは思えないんですけど。日照の違いがあるのかもしれないんですけど。賃借料の上下というか、そういった規定というのは何もないんですか。

事 務 局： 賃借料に関する上限とか下限の規定は特にはないです。

5 番： そうすると、決めるのは当事者間の話合いで決めるという、それでもう決まっちゃうということですか。

事 務 局： そういうことになります。

5 番： 分かりました。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

2 番： ちょっと局長のところの質問で申し訳ないですけど、加賀市の会社に貸した場合は、これはあわら市の農地ではなくなるんですかね。加賀市のほうに移ってしまうんですかね。

事 務 局： 加賀市のほうに移るということはないです。

5 番： 福井市の人を作ると福井市のほうの農業委員会というか、そっちに移るとかはないんですか。例えば、私の集落にもありますが、地主さんが福井市だと福井市の

管轄になるとか、そういうことはないんですか。私の勘違いならいいですわ。

事務局： すみません。ちょっと確認しまして、来月の回答とさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長： ほかにご質問はありませんか。

澤田推進委員： ちょっと今さらな質問なんですが、この表の単価のところはそれぞれの単価が設定してあると思うんですが、この表記は実際にはこの面積と掛け合わせるとこの金額にならない場合がちょっと出てくるんですけど、どうしてですか。

事務局： こちらに載っている面積は登記面積にはなっているんですけども、実際、耕作者によっては水張り面積で地代を払うというふうに取り決めをしているところがありまして、その場合ですと金額がちょっと変わってくると思います。こちらに載っている違うというのは、水張り面積を10aあたりに掛けた金額になっているので、そこがちょっと違うことになっているはずです。

澤田推進委員： そうすると、単価そのものというのは一つの目安ということですか。

事務局： そうですね、目安ですね。

澤田推進委員： 分かりました。

議長： ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説

明いたします。39ページにお進みください。

今回、15件の届出がございました。

1 番の届出につきましては、浜坂の畑 1 筆でございます。権利取得者は吉崎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 1 月 21 日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2 番の届出につきましては、桑原の田 7 筆、畑 2 筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 9 月 13 日で、相続による所有権の移転でございます。桑原の田 5 筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

3 番の届出につきましては、大溝の畑 4 筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 2 月 5 日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

4 番の届出につきましては、波松の田 1 筆、畑 4 筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 10 月 26 日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が、波松の畑 1 筆は〇〇〇〇さんが、畑 1 筆は〇〇〇〇さんが、畑 1 筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

40ページにお進みください。5 番の届出につきましては、菅野の田 1 筆、山室の田 2 筆、山室の畑 3 筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 4 年 8 月 22 日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が、山室の畑 1 筆は山室にお住まいの〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

6 番の届出につきましては、国影の田 2 筆、国影の畑 3 筆でございます。権利取得者は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成 24 年 6 月 2 日で、相続による所有権の移転でございます。国影の田 1 筆は〇〇〇〇が、国影の田 1 筆と国影の畑 1 筆は〇〇〇〇が、国影の畑 1 筆は国影の〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7 番の届出につきましては、中川の田 3 筆、畑 2 筆でございます。権利取得者は中川にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 9 月 29 日で、相続による所有権の移転でございます。中川の田 2 筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

8 番の届出につきましては、菅野の田 1 筆、畑 1 筆、山室の田 3 筆、畑 2 筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 2 年 2 月 9 日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が、菅野の畑 1 筆と山室の畑 1 筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

41ページにお進みください。9番の届出につきましては、東山の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は東山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成5年10月6日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

10番の届出につきましては、清王の畑7筆、柿原の畑1筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年10月25日で、相続による所有権の移転でございます。柿原の畑は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

11番の届出につきましては、北潟の畑3筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月13日で、相続による所有権の移転でございます。北潟271字38の畑は北潟の〇〇〇〇さんが、北潟の畑2筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

12番の届出につきましては、北金津の田1筆、花乃杜の畑2筆でございます。権利取得者は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月4日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

42ページにお進みください。13番の届出につきましては、牛ノ谷の田7筆、畑6筆でございます。権利取得者は下金屋にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年7月13日で、相続による所有権の移転でございます。牛ノ谷の田4筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

14番の届出につきましては、古屋石塚の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は愛知県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月29日で、相続による所有権の移転でございます。古屋石塚の田1筆は〇〇〇〇さんが、田4筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

43ページにお進みください。15番の届出につきましては、指中の田7筆、畑1筆でございます。権利取得者は指中にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年4月10日で、相続による所有権の移転でございます。指中の田1筆は〇〇〇〇が、指中の田5筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。44ページをお開きください。

今回、30件の届出がございました。

1番につきましては、舟津の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第4号1番にありますとおり、ふくい農林水産支援センターに利用権を設定するため解約するものでございます。

2番と3番につきましては、議案第4号3番と4番にありますとおり、ふくい農林水産支援センターに利用権を設定するため解約するものでございます。

4番につきましては、議案第4号19番にありますとおり、ふくい農林水産支援センターに利用権を設定するため解約するものでございます。

5番から7番につきましては、議案第4号20番から22番、34番、35番にありますとおり、ふくい農林水産支援センターに利用権を設定するため解約するものでございます。

45ページにお進みください。51ページまでまたがっております8番から30番につきましては、議案第4号37番から65番までにありますとおり、ふくい農林水産支援センターに利用権を設定するため解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がありませんので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議長： 次に、その他の(1)、「12月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 12月の定例総会につきましては、12月26日火曜日午後1時半からの開催としたいと思います。

議長： ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、12月の定例総会は12月26日火曜日午後

1 時30分から開催することといたします。

◇ その他（２）

議 長： 次に、その他の（２）その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいまの説明の中で、ご質問はありませんか。

（質問、意見なし）

ただいま朝倉委員の表彰についての説明がございました。先日の大会において受賞されましたので、参加された方はお分かりだろうと思いますけれども、ここに改めてお祝いを申し上げたいと思います。どうもおめでとうございます。

それでは、ほかにご質問はありませんか。

（質問、意見なし）

ただいま中間管理事業の10年更新手続等々の話がございました。まだ何のことかという方が多いとは思いますが、期限が切れる前にはそういったものが送られてくるんやね。そうですね。僕もまだ見ていないので何とも言われませんが、大体どういう形なんですか。

事 務 局： この前、先週くらいに機構のほうからお送りしているのは、満期が到来しますので、また協議をしてくださいというような文書なんですけれども。今後ということですかね。すみません。

議 長： いや、分かりました。

13 番： もう一度中間機構で取り扱うことを検討してくださいという意味？

事 務 局： そうですね。継続、引き続き更新してやるのか、やる場合は今のままの地代でいくのかとか、そういったところをちょっと検討してほしいというような案内ですね。

13 番： すみません。それはどちらのほうの先にあれするんですか。借主のほうで中間機構が貸主のほうへ要望していくわけなんでしょう。

事 務 局： 今行っている通知は両方同時に行ってしまうて……

13 番： その後。

事務局： こちらの今の考えとしましては、耕作者の方、借りているほうの方でここは作るということになったものに対して、また申請書を今度地権者の方に送るという形になります。

2 番： うちも来たんですけども、地主の方からどうすればいいんでしょうかというように問合せがあったので、取りあえず来たところへ電話なりしてくださいというふうに答えたんですけど、これは電話で農業委員会のほうへまた継続しますというふうに伝えればいいんでしょうか。どこへ報告すればいいんでしょうかね。

事務局： 通知が先週15日に発送されまして、お電話が市役所の私ども農業委員会のほうに殺到しているような状況なんですけれども、手紙にはいろいろ書いてありますが、来年度、順次更新の手続に入っていただく、更新の案内の実際手続の書類をお届けさせていただくまでに、一度、耕作者さんとの間で、また今後も継続したいのであれば、その旨伝えておいてほしいということは私どもは言っております、中には10年契約が切れた後、ご自分で作りたいという方も、そういった申出もちょっと聞きましたし、逆に耕作者さんのところでも、切れた後、そのまま更新するのかどうかという検討すべき農地もあるというふうに聞いていますので、実際来年度、契約の書類が届いたときに、お互い継続するのであれば何の問題もないんですが、そうならないようなケースについては、やはり事前に契約を更新しないということとは先に言っておいていただきたいことやということで、そういったご案内はしていますが、契約を更新したいと両方が思っているというような場合については何ら問題ありませんので、今、特にしていただくことはないかなと。私どもが電話がかかってきたときには、耕作者さんにも作ってほしい旨は言っておいてくださいねということにとどめております。

2 番： 分かりました。

5 番： その件でちょっと気になるんですけども、中間管理機構を通すと、農地についての納税猶予制度が、普通だったら相続から20年というのがあるんですけども、中間管理機構を介するとそれがなくなって、一生涯ずっと納税猶予になって、その当人が死ぬまでずっとその農地は売買できないという話になってしまっているんですけども、もし中間管理機構との契約を一旦切れば、そんな縛りがなくなるのかわかって分かりますか。

事務局： すみません。ちょっと税務署のほうにも確認して、またお答えさせていただいて

もよろしいでしょうか。

議 長： ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

なければ、その他の(2)を終わります。

せっかくの機会ですので、ほかに何かありましたら承りたいと思います。

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

令和5年11月24日

議 長

委 員

委 員